**提出書類３**

別紙２

契約者名

委託料内訳書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　分 | １人当たり委託料単価（消費税含む） | 支払条件 |
| 個別健診 | 集団健診 |
| 特定健康診査 | 基本的な健診の項目 | 円 | 円 | 健診実施後に一括 |
| 詳細な健診の項目（医師の判断による追加項目） | 貧血検査 |  |  |
| 心電図検査 |  |  |
| 眼底検査（両眼）（ﾌｨﾙﾑ代含む） |  |  |
| 血清クレアチニン検査及びeGFR |  |  |
| 特定保健指導 | 動機付け支援（動機付け支援相当）※４ |  | 面接による支援終了後に左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の8/10を支払※５残る2/10は実績評価終了後に支払 |
| 積極的支援 |  | 初回時の面接による支援終了後に左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の4/10を支払※５残る6/10（内訳としては３か月以上の継続的な支援が5/10、実績評価が1/10）は実績評価終了後に支払３か月以上の継続的な支援実施中に脱落等により終了した場合は、左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の5/10に実施済みポイント数の割合を乗じた金額を支払 |

※１　他の法令に基づく健診（介護保険における生活機能評価等）を特定健康診査と同時に実施し、他の法令に基づく健診が優先的に費用を負担する場合、乙は、上記の単価から、重複する検査項目の費用（他の法令に基づく健診で負担すべき金額）を差し引いた金額を委託料とし、そこから自己負担額を差し引いた金額を甲に請求することとする。（別紙　介護保険における生活機能評価等を同時に実施した場合の差引額）

※２　特定健康診査の定率自己負担額の算出又は特定保健指導の各回の支払額が分割比率の関係で小数点以下の端数が生じる場合は、四捨五入により１円単位とする。

※３　委託料単価には、電子的標準様式データの作成、受診者への結果通知や情報提供に要する費用を含んだものとする。

※４　利用者に対し動機付け支援（動機付け支援相当）を実施し、３か月経過後に実績評価を行うに至った段階で、利用者が被保険者資格を喪失している場合であっても、保険者は保険者負担額の残り2/10の費用を代行機関を通じて実施機関に支払うこととする。ただし、実績評価前に利用者が属していた保険者が実施機関に資格喪失を連絡し、利用停止について双方が確認した場合は、この限りではない。

※５　動機付け支援及び積極的支援（動機付け支援相当除く）の初回面接を分割して実施する際、やむを得ず初回分割面接２回目が実施できなかった場合で、実施機関が、対象者に初回分割面接１回目を実施する前に初回分割面接２回目を受けるように説明しており、かつ以下のいずれかに該当する場合には、実施機関は「初回未完了」として健保組合に連絡し、その対応を確認した上で費用請求ができることとする。（実施機関の責により実施出来なかった場合は、費用請求はできない。）

　　イ　初回分割面接２回目を実施する前に対象者が資格喪失した場合。

　　ロ　初回分割面接２回目を実施するために、電話や文書送付等の方法を用いて、対象者に複数回連絡を取ろうと試みたが、連絡がとれなかった場合。なお、実施した連絡等の事蹟は、請求ＸＭＬの初回面接情報に記載すること。

　　ハ　初回分割面接１回目を実施後、電話等により対象者と連絡がとれたものの、対象者が初回分割面接２回目の実施を拒否した場合。なお、この場合であっても当該電話等において、行動計画を完成させる（初回分割面接２回目を終了させる）よう試みること。また、その事蹟は、請求ＸＭＬの初回面接情報に記載すること。